

土岐市障害者活躍推進計画

機関名	土岐市
任命権者	土岐市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
土岐市における障害者雇用に関する課題	職員の障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮するための、職務の選定や創出のための取り組みが、職員採用後に十分に行われていない。
目標	
①採用に関する目標	各年6月1日の実雇用率を法定雇用率以上とする。 (参考) 令和元年6月1日時点の雇用率：2.80 (評価方法) 任免状況通報により実雇用率を把握し、必要に応じて適切に措置を講じる。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 (評価方法) 任免状況通報により定着状況を把握し、必要に応じて適切に措置を講じる。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	障害者雇用推進者として人事課長を選任する。(令和元年12月6日に選任済み。)
(2) 人材面	複数名の障害者職業生活相談員を確保するため、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を人事担当職員に受講させる。(令和元年12月5日に1人選任済み。)
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
定期的に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	人事評価面談の際、障害者である職員に必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて検討を行い、過重な負担にならない範囲で適切に措置を講じる。
(2) 募集・採用	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
(3) 働き方	時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) その他の人事管理	必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	